イ　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

(1)　客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合　当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合

(i)　椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

(ii)　椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

ロ　客に遊興をさせるための客室の部分

二　前号に掲げる客室以外の客室　前号イに掲げる客室の部分

第四条を第二条とする。

第五条中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条を第三条とする。

第五条の二中「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第四条第一項第三号」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、「及び第四号（」の下に「第三十一条の二十三及び」を加え、第二章中同条を第六条とする。

第八条の表法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業の項を削り、同表法第二条第一項第二号に掲げる営業の項第六号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第七号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項第八号を削り、同項を同表法第二条第一項第一号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第五号に掲げる営業の項第一号中「以上」の下に「（客に遊興をさせる態様の営業にあつては三十三平方メートル以上）」を加え、同項第六号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第七号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項第八号を削り、同項を同表法第二条第一項第二号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第六号に掲げる営業の項第四号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第七号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項を同表法第二条第一項第三号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第七号に掲げる営業の項第四号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第七号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項第六号中「第七条」を「第八条」に改め、同項第七号中「第十一条」を「第十五条」に改め、同項を同表法第二条第一項第四号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第八号に掲げる営業の項第四号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同項第五号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同項を同表法第二条第一項第五号に掲げる営業の項とし、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条の見出しを「（風俗営業の許可申請の手続）」に改め、同条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、「（以下単に「管理者証」という。）」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出しを「（風俗営業の相続の承認の申請）」に改め、同条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「許可等」を「風俗営業許可等」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出しを「（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）」に改め、同条第一項中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出しを「（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）」に改め、同条第一項中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「別記様式第十号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「第二十三条」を「第二十二条」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第十号」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第三項中「管理者証」を「風俗営業管理者証」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「管理者証」を「風俗営業管理者証」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条の見出しを「（特例風俗営業者による変更の届出）」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十七条」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条中「別記様式第十四号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条の見出し中「交付」の下に「等」を加え、同条第一項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十一条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を削る。

第八十七条第一項の表中十五の項を二十の項とし、十四の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十九　法第三十一条の二十四又は法第三十一条の二十五第一項の規定による処分をした場合 | 一　処分を受けた特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍<br>二　処分を受けた特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍<br>三　営業所の名称及び所在地<br>四　許可番号<br>五　処分年月日<br>六　処分番号<br>七　処分の理由<br>八　処分の種別及び内容 |

第八十七条第一項の表中十三の項を十七の項とし、十二の項を十六の項とし、十一の項を十五の項とし、十の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十一　法第三十一条の二十二の許可をした場合 | 一　許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍<br>二　許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍<br>三　営業所の名称及び所在地<br>四　許可年月日<br>五　許可番号 |